

第 11 回神恵内村「対話の場」

次 第

1. 日 時：2022年12月5日（月）18：30～
2. 場 所：漁村センター
3. 議 題：
 - （1）運営委員会の結果報告
 - （2）文献調査の進捗状況について
 - ・ NUMO からの説明
 - （3）交付金制度の紹介と活用の考え方について
 - ・ 北海道経済産業局および神恵内村からの説明
 - ・ テーブルごとに意見交換

以 上

文献調査の進捗状況

2022年12月5日

原子力発電環境整備機構 (NUMO)
ニューモ

現在、「文献・データに基づく評価」を進めています。

文献調査の進め方

(1) 文献調査の開始

文献調査の計画を公表するとともに、地域のみなさまにご説明し、調査を開始します。

(2) 文献・データの収集

地質図や学術論文など、必要な文献・データを収集し情報を整理します。この際、科学的特性マップの作成に用いられた全国規模で整備された文献・データの最新版に加え、文献調査対象地区に関連した文献・データを収集し、ひとつひとつ詳しく調べていきます。

(3) 文献・データに基づく評価

収集した文献・データを用いて、火山や活断層などによる地層の著しい変動がないなどの最終処分法で定められた要件に従って、評価を実施します。さらに、どの地層がより好ましいと考えられるかなどの技術的観点からの検討、土地の利用制限などの経済社会的観点からの検討も実施します。地層処分の仕組みや文献調査の進捗などについて、「対話の場」などで地域のみなさまにご説明します。

(4) 報告書の作成

文献調査で評価した結果や、文献調査の次の段階である概要調査地区の候補について、「対話の場」などで地域のみなさまにご説明します。また、報告書を作成し公告・縦覧するとともに、あらためて地域のみなさまにご説明する機会を設け、ご意見を伺います。

文献調査計画書「4 文献調査の進め方」などより

有識者の御意見（①）、文献調査段階の評価の考え方（②）についてご報告します。

「文献・データに基づく評価」の進め方（イメージ）

第9回(9/8)
資料に一部加筆

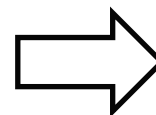
＜情報の読み
解き、整理、
評価＞

抽出・整理した情報



情報の読み解き
（学術的理解）と整理
（注1）

文献・データの追加

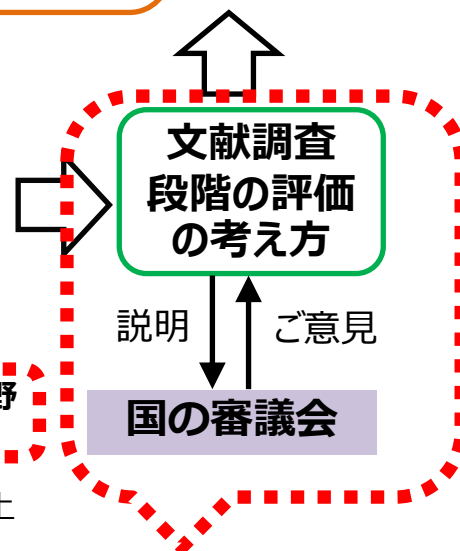


評価の
実施

＜文献調査段階
の評価の考え方
の策定＞

文献調査段階の 評価の考え方の基となる事項

- ・最終処分法で定められた要件
- ・「科学的特性マップ」策定時の考え方
- ・原子力規制委員会から示された事項(注2)



（注1）収集した文献・データに不足などがいないか、情報の読み解きが妥当かなどについて、分野ごとの有識者に、個別に意見を伺っています。

（注2）特定放射性廃棄物の最終処分における概要調査地区等の選定時に安全確保上少なくとも考慮されるべき事項

①

②

①収集した文献・データに不足などがなければ について、有識者(※)に、ご意見を伺いました。

※②の国の審議会とは別です。

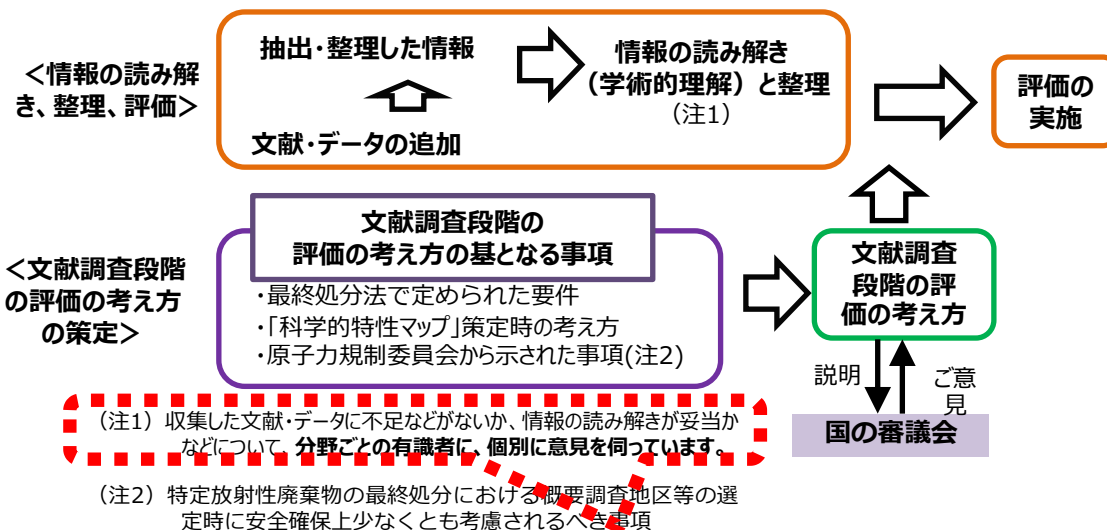
文献調査の進め方

(1) 文献調査の開始

(2) 文献・データの収集

(3) 文献・データに基づく評価

(4) 報告書の作成



分野ごとの有識者からいただいた御意見の概要

- 各分野に関して専門の知見を有するとともに、地層処分について造詣が深い有識者の意見を伺いました。
- いただいた御意見の概要は以下のとおりです。
 - 「収集した文献・データに不足がないか」について
 - 各分野について、**収集した結果は概ね妥当**であるという意見をいただいた。
 - 念のための追加の文献を紹介いただき、収集済み。
 - 「収集・整理した情報の解釈などが妥当か」について
 - **概ね妥当**というご意見であった。加えて、以下のようなコメントをいただき、拝承し対応済みである。
 - ✓地質・地質構造などの表記方法について、基本的にJIS規格に準拠するよう検討する。
 - ✓抽出・整理した情報の中には資料作成者・論文執筆者の解釈が含まれていることを認識したうえで取り扱うこと。
- 個別の議事要旨は別途、NUMOのウェブサイトにて公表します。また、7月に文献・データのリストを公表しましたが、その後の追加分についても、今後お示しする予定です。

＜御意見を伺った有識者の方々＞

- 「地震」及び「活断層」：上田 圭一 電力中央研究所サステナブルシステム研究本部 首席研究員
- 「噴火」：梅田 浩司 弘前大学大学院理工学研究科 教授
- 「隆起・侵食」、「第四紀の未固結堆積物」
：幡谷 竜太 電力中央研究所サステナブルシステム研究本部 研究部門長
- 「鉱物資源」：笹尾 英嗣 日本原子力研究開発機構 東濃地科学センター 地層科学研究部 部長
- 地形、地質・地質構造：竹内 誠 名古屋大学大学院環境学研究科 教授

②「文献調査の段階の評価の考え方」を国の審議会（地層処分技術WG）に説明しました。

文献調査の進め方

(1) 文献調査の開始

(2) 文献・データの収集

(3) 文献・データに基づく評価

(4) 報告書の作成

<情報の読み解き、整理、評価>

抽出・整理した情報



文献・データの追加

情報の読み解き
(学術的理解)と整理
(注1)

評価の
実施

<文献調査段階
の評価の考え方
の策定>

文献調査段階の
評価の考え方の基となる事項

- ・最終処分法で定められた要件
- ・「科学的特性マップ」策定時の考え方
- ・原子力規制委員会から示された事項(注2)

文献調査
段階の評
価の考え方

説明
ご意見
国の審議会

(注1) 収集した文献・データに不足などがないか、情報の読み解きが妥当かなどについて、分野ごとの有識者に、個別に意見を伺っています。

(注2) 特定放射性廃棄物の最終処分における概要調査地区等の選定時に安全確保上少なくとも考慮されるべき事項

②

地層処分技術WG（ワーキンググループ）

□ 科学的特性マップ策定時にご審議いただいた「地層処分技術WG」が、以下のような審議事項、委員構成で11/29に再開されました。

● 審議事項

NUMOの「文献調査段階の評価の考え方（案）」について、技術的／専門的な観点から議論・評価が行われます。

● 委員の構成

審議の中立性・透明性を確保する観点から、地質環境についての関連学会から推薦等により選ばれた専門家などから構成されています。

※五十音順、敬称略

＜委員長＞

・徳永朋祥 東京大学大学院新領域創成科学研究科教授（放射性廃棄物WG委員）

＜委員＞

・長田昌彦 埼玉大学大学院理工学研究科教授（日本応用地質学会推薦）

・小高猛司 名城大学理工学部社会基盤デザイン工学科 教授（地盤工学会推薦）

・小峯秀雄 早稲田大学理工学術院創造理工学部教授（土木学会推薦）

・竹内真司 日本大学文理学部地球科学科教授（日本地下水学会推薦）

・長縄成実 秋田大学大学院国際資源学研究科教授（石油技術協会推薦）

・新堀雄一 東北大学大学院工学研究科量子エネルギー工学専攻教授（日本原子力学会推薦）

・野崎達生 海洋研究開発機構海底資源センター主任研究員（資源地質学会推薦）

・長谷部徳子 金沢大学環日本海域環境研究センター教授（放射性廃棄物WG委員）

・山崎晴雄 東京都立大学名誉教授（前放射性廃棄物WG・地層処分技術WG委員）

・山元孝広 産業技術総合研究所活断層・火山研究部門招聘研究員（日本地質学会推薦）

・吉田英一 名古屋大学博物館教授 館長（放射性廃棄物WG委員）

https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/genshiryoku/chiso_shobun/021.html

11/29に説明した内容：

全体概要、「最終処分法で定められた要件」の具体化の方針

- 「文献調査段階の評価の考え方（案）」の構成：Ⅰ.最終処分法で定められた要件の具体化、Ⅱ.項目ごとの基準、Ⅲ.その他の評価 ※このうちⅠとⅡの一部を説明した。
- 「最終処分法で定められた要件」を、火山、断層などの**項目ごとに基準を設定して具体化すること**。

最終処分法で定められた要件
● 地震等の自然現象による地層の著しい変動の記録がないこと。
● 将来にわたって、地震等の自然現象による地層の著しい変動が生ずるおそれが少ないと見込まれること。
● 経済的に価値が高い鉱物資源の存在に関する記録がないこと。
● 最終処分を行おうとする地層が、第四紀の未固結堆積物であるとの記録がないこと。

- 具体化に当たって、「科学的特性マップ」策定時の考え方※¹、原子力規制委員会から示された事項※²などを基にすること。

※¹：「科学的特性マップ」（右図）策定に当たって、議論された、火山や活断層などの現象や好ましくない範囲などについての考え方

※²：下表に概要を示す。

項目	概要
断層等	活断層やその活動に伴う損傷領域、規模が大きい断層などを避けること。
火山現象	第四紀火山の火道、岩脈等、火山の中心からおおむね15km以内の場所を避けること。新たな火山が生じる可能性のある場所を避けること。
侵食	将来、侵食を受けても一定の深度を確保すること。
鉱物資源等	経済性が高い鉱物資源の存在の記録がないこと。地温勾配が著しく大きくないこと。



「特定放射性廃棄物の最終処分における概要調査地区等の選定時に安全確保上少なくとも考慮されるべき事項」、第31回原子力規制委員会（2022年8月24日）

11/29に説明した内容： 項目ごとの基準案の一部（7つのうちの2つ）

侵食の基準

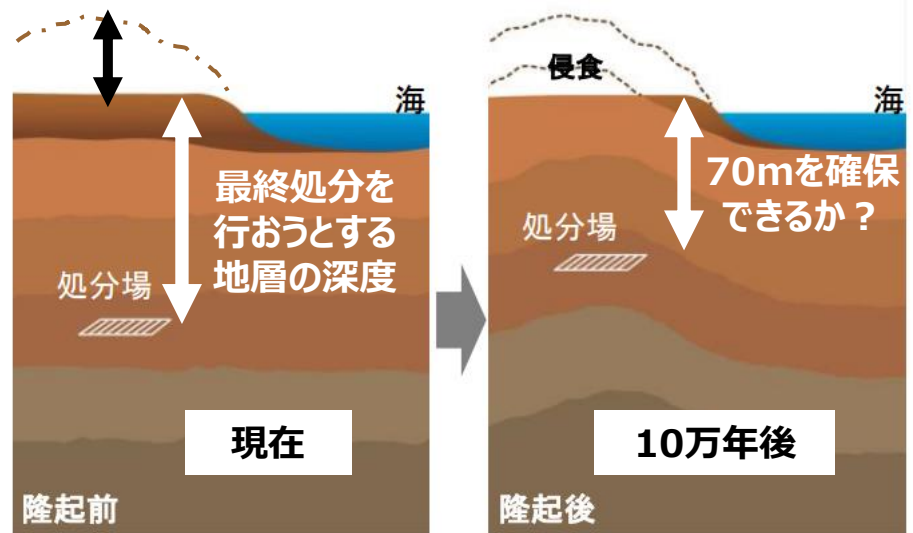
- 以下が明らかである場所、該当する可能性が高い場所を避ける。

（ア）過去10万年における最大侵食量が最終処分を行おうとする地層の深度を超えている。

または

（イ）侵食による深度の減少を考慮すると、10万年後において、最終処分を行おうとする地層の深度が70m未満である。

過去10万年の侵食量は最終処分を行おうとする地層の深度以下か？



※「70m」は、人間の生活環境からの隔離の距離として、一般的なトンネル掘削の深度から設定されている。

第四紀の未固結堆積物の基準

- 最終処分を行おうとする地層が以下であることが明らかである場所、該当する可能性が高い場所を避ける。

（ア）第四紀の地層であり、かつ

（イ）未固結ないし固結度の低い砂質土や礫質土ならびに火山灰、火山礫、転石等からなる火山噴出物等

説明に対していただいた御意見の概要 その1

「議事要旨」より https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/genshiryoku/chiso_shobun/pdf/021_gijiyoshi.pdf

1. 要件の具体化について

- 基準を設定するだけでなく、限られた文献・データから、地下深部の状況が**基準に該当するかをどのように判断するかについて、その具体化**を検討してはどうか。
- 考慮事項の説明として中深度処分の規制基準が参照されている箇所があるが、その背景となる考え方を丁寧に補足していくことが重要。
- 今回の検討においては、沿岸底を含んだ基準を作成していることを明示されてはどうか。
- 文献調査で十分な評価ができず、概要調査以降で判断するとされた事項については、何が問題だったか、その情報を概要調査に引き継ぐことをお願いしたい。**文献調査で評価できなかった問題**に対しては、**概要調査でどのようなデータを取得することで解決できるのかを示す**ことを検討してはどうか。

説明に対していただいた御意見の概要 その2

「議事要旨」より https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/genshiryoku/chiso_shobun/pdf/021_gijiyoshi.pdf

2. 今後のWGでの検討の進め方について

- 2002年の検討では、文献調査で十分な評価が行えない場合は、概要調査以降の調査・評価にもとづき判断することが適切とされていたが、それ以降に得られた知見もあるので、それらを踏まえた再検討を実施すべきではないか。
- **法定要件ではない地下水流動や地史など**について関心が示される可能性があることから、**その他の評価として取り扱う**ことを検討してはどうか。

3. 情報発信について

- どれだけ文献を収集したかを確認するにあたっては、使用したデータベースやキーワードを明示することが有用。
- 最終処分法に定められた要件の具体化の前に、**検討の枠組み**を委員会で共有することは、委員にとって重要であるのは勿論のこと、**地域の皆様にどういった検討がされているのかをご理解いただく上で有用**。
- 地熱開発やCCS（二酸化炭素回収・貯留）といった事例においても、地域の皆様に協力いただくためには、ただ法律に則って進めているということではなく、**どういった検討がなされているかを含めて情報提供をしていくことが重要となっているので、丁寧に進められたい**。
- 地域の皆様に文献調査を理解いただくために、地質環境の「見える化」が有効な策となりえる。

- 今後も、国の審議会の状況、調査の進捗状況について、ご報告させていただきます。
- ご清聴ありがとうございました。

電源立地地域対策交付金について

令和 4 年 12 月 5 日
北海道経済産業局

電源立地対策の制度趣旨

- ・ 私たちの生活に不可欠な電気は、電気の生産地域によって支えられています。
- ・ 電源立地地域対策交付金は、電源開発促進税を原資として、電気の生産地にも消費地が享受する恩恵の一部を還元するため、電気の生産地に対して交付されるものです。
- ・ 本交付金は、電気の生産地域の医療・介護の充実、教育の向上、地元産品の開発・普及等に使われ、発電所の立地に対する地元の方々の理解の向上に貢献しています。

電気を消費する地域から、電気の生産地である立地地域へ交付金（税金）で還元



電源立地地域の住民の理解・協力のもと、発電所の建設・運転を円滑に



国民生活や経済活動に不可欠な電気の安定供給へ



電源立地地域対策交付金

対象電源



原子力



地 熱



水 力



火力(沖縄)



使用済燃料貯蔵施設



MOX燃料加工施設



次期低レベル放射性
廃棄物埋設施設



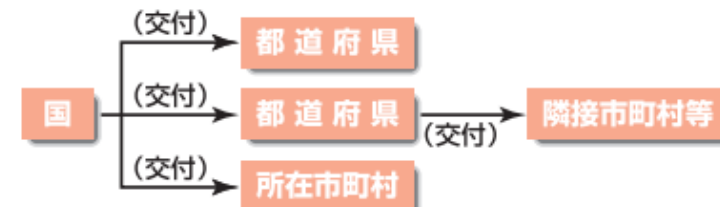
深地層研究施設



特定放射性廃棄物の
最終処分施設

※上記のほか、発電用施設周辺地域整備法施行令で定める原子力発電と密接な関連を有する施設も対象となります。

基本的な交付スキーム



交付金枠 (相当部分)	算定に用いる 主要要素	直接交付先	立地可能性 調査の翌年	着 工	着 工の翌年	運転開始 の翌年	運転開始 5年後	運転開始 15年後	運転終了
電源立地等 初期対策交付金	電源種、立地の 進捗状況	都道府県、 所在市町村							
電力移出県等交付金	電源種、発電電力量、 消費電力量	都道府県							

交付対象事業

公共用施設整備事業

道路、水道、スポーツ施設、教育文化施設などの公共用施設の整備、維持補修、維持運営のための事業

理解促進事業

先進地の見学会、研修会、講演会、検討会、ポスター・チラシ・パンフレットの制作等発電用施設などの理解促進事業

地域活性化事業

地域の観光情報の発信事業、地域の人材育成事業、地場産業支援事業等の地域活性化事業

温排水関連事業

魚介類の養殖、漁業研修、試験研究、温排水有効利用事業導入基礎調査等の広域的な水産振興のための事業

福祉対策事業

医療施設、社会福祉施設などの整備・運営、ホームヘルパー事業など地域住民の福祉の向上を図るための事業

企業導入・産業活性化事業

工業団地の造成など商工業の企業導入の促進事業、公設試など地域の産業関連技術の振興などに寄与する施設の整備・維持運営事業

給付金交付事業

一般家庭、工場などに対し、電気料金の実質的な割引措置を行うための給付金助成措置

維持運営費

電源立地地域対策交付金の維持運営費の充当先については、当該交付金が対象としているメニューの範囲内であることを前提に、他の補助金や地方公共団体の自主財源といった財源により整備された施設の維持運営についても活用可能です。

基金造成

電源立地地域対策交付金により、将来的な施設の維持補修などのための基金を造成することが可能です。

表1 公共用施設整備事業

以下のような公共用施設や産業振興施設の整備のほか、維持運営費などを使途とする基金造成を行うことができます。

	道路	都道府県道、市町村道 (道路の付属物を含む)
	港湾	小型船用の水域施設、外郭施設、係留施設及びこれらに伴う臨港交通施設
	漁港	沿岸漁業用の小規模な漁港施設
	都市公園	遮断緑地、基幹公園(児童公園、近隣公園、地区公園、総合公園、運動公園)
	水道	上水道、簡易水道
	通信施設	有線放送電話施設、有線ラジオ放送施設、テレビジョン放送共同受信施設、その他の有線テレビジョン放送施設、テレビジョン放送中継施設、その他の無線施設、その他これに準ずる施設
	スポーツ等施設	体育館、水泳プール、運動場、公園、緑地、スキー場、スケート場、キャンプ場、遊歩道、サイクリング道路、その他これに準ずる施設
	環境衛生施設	一般廃棄物処理施設(ごみ処理施設、し尿処理施設)、公共下水道、都市下水道、排水路、環境監視施設、産業廃棄物処理施設、墓地、火葬場、道路清掃車、除雪車、一般廃棄物の運搬車(ごみ収集車、し尿収集車)、霊柩車、公害測定車、その他これに準ずる施設
	教育文化施設	学校及び各種学校、公民館、図書館、地方歴史民俗資料館、青年の家、その他社会教育施設、労働会館、学校給食センター、柔剣道場、集会所、幼稚園、文化会館、給食運搬車、スクールバス、その他これに準ずる施設
	医療施設	病院、診療所、保健所、母子健康センター、主要な医療装置・器具、救急車、その他これに準ずる施設
	社会福祉施設	児童館、保育所、児童遊園、母子福祉施設、老人福祉施設(老人ホーム、老人福祉センター、老人憩いの家、老人介護ホーム、老人浴槽車)、公共用バス、その他これに準ずる施設
	消防施設	消防施設
	国土保全施設	地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、森林保安施設、海岸保全施設、河川・砂防施設
	交通安全施設	信号機、道路標識、交通安全広報車、その他これに準ずる施設(道路の付属物を除く)
	熱供給施設	地域冷暖房施設、その他これに準ずる施設
	産業振興施設	農林水産業に係る施設 観光業に係る施設 商工業その他産業に係る施設

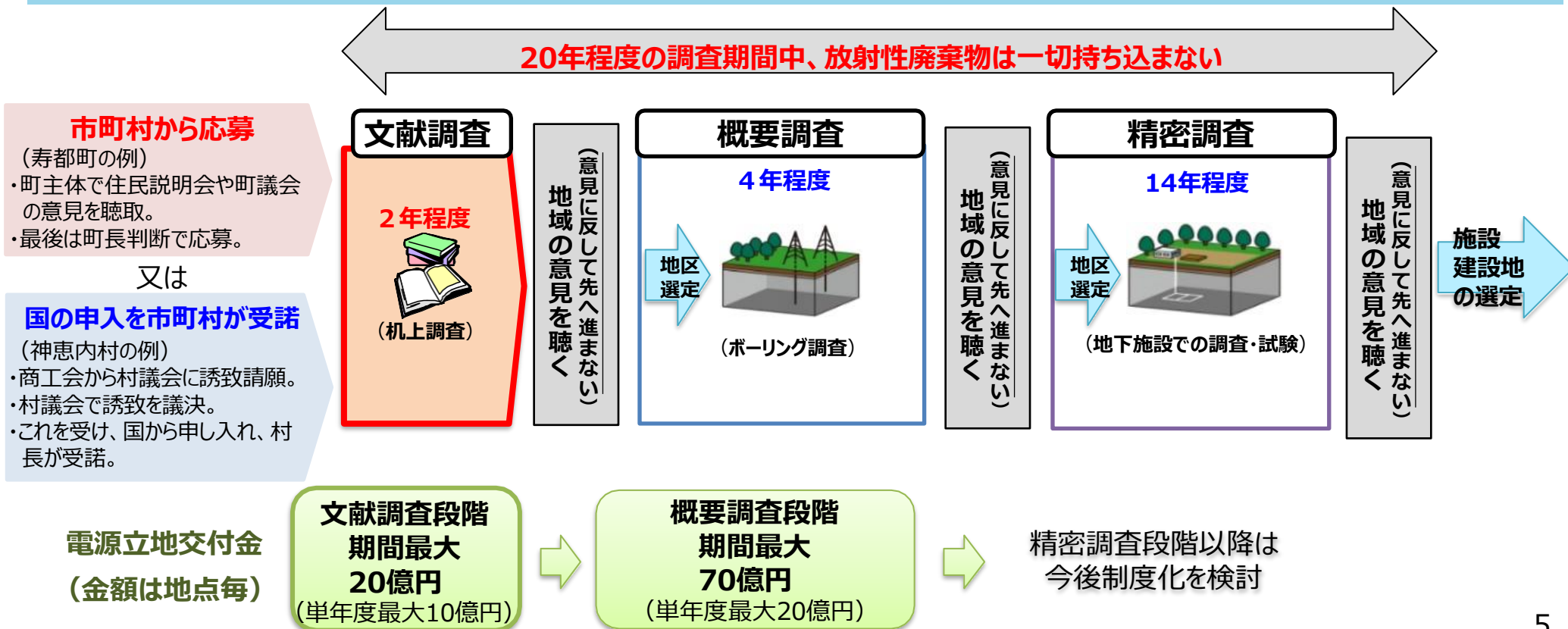
表2 地域活性化事業

地域産業支援事業をはじめ、以下のようなソフト事業を実施することができます。

	地域産業振興支援事業	地域特有の産品等の開発及び普及その他地域の産業振興に資する事業 ○情報提供・発信事業(特産品紹介、技術情報の発信及びこれに類する事業) ○特産品開発・販売促進支援事業(特産品の開発支援、商品の販売促進に係る支援及びこれに類する事業) ○産業技術実証・導入事業(地域特産品に係る製造技術の実証・導入、地域企業の情報技術導入に係る支援及びこれに類する事業) ○地域内就業支援事業(リターン、リターン就職支援、地域職業情報の提供、ワンストップサービス提供、情報交流会の開催及びこれに類する事業)
	地域資源利用魅力向上事業	地域の特性を活用して当該地域の魅力を向上する事業 ○情報提供・発信事業(観光PR、地域の文化・情報交流活動の実施及びこれに類する事業) ○観光資源開発事業(観光資源調査、体験型地域滞在、観光客のニーズ把握及びこれに類する事業) ○地域おこし事業(まちづくりコンセプトやイメージアップ戦略策定・地域おこし事業及びこれに類する事業) ○伝統・芸術その他文化の保護・継承事業(祭り、伝統行事や文化財の保護及びこれに類する事業) ○イベント支援事業(音楽会、ミュージカル、スポーツ大会及びこれに類する事業)
	福祉サービス提供事業	地域における福祉サービスを提供する事業 ○情報提供・発信事業(インターネットによる福祉サービス情報の提供・地域の福祉施設に係る情報提供及びこれに類する事業) ○老人福祉事業(老人ホーム運営、ホームヘルパー派遣、集会所運営、老人参加イベント開催、バリアフリー推進及びこれに類する事業) ○障害者福祉事業(デイサービス、バリアフリー推進及びこれに類する事業) ○育児支援事業(育児カウンセリング、託児所の運営、育児の援助に係る助成及びこれに類する事業) ○保育事業(保育所の運営、児童館における活動及びこれに類する事業) ○医療・社会福祉事業(病院や社会福祉施設等の運営、福祉サービスに係る助成及びこれに類する事業)
	環境維持・保全・向上事業	地域の自然環境等の維持・保全及び向上を図る事業 ○情報提供・発信事業(環境保全PR及びこれに類する事業) ○環境維持・改善事業(ゴミ収集及びゴミの減量化事業、道路・河川等の環境の維持・保全、動植物保護及びこれに類する事業) ○地域森林整備事業(植林・間伐等の森林整備、森林の取得及びこれに類する事業) ○景観整備事業(都市環境設計及びこれに類する事業) ○公害防止事業(土壌汚染状況調査、地域環境影響評価及びこれに類する事業) ○リサイクル推進事業(廃棄物利用モデル構築及びこれに類する事業)
	生活利便性向上事業	地域住民の生活利便性向上に資する事業 ○情報提供・発信事業(各種住民サービスのオンライン提供及びこれに類する事業) ○住民参加活動支援事業(NPO等、コミュニティ活動の拠点づくり、町内会活動支援、ボランティア活動支援及びこれに類する事業) ○地域内移動網運営事業(域内巡回バス等の運行、駐輪対策及びこれに類する事業) ○広域行政活動促進事業(広域行政促進のための調査研究、戦略策定及びこれに類する事業) ○公共用施設利用促進活動支援事業(港湾、空港等の施設の利用促進活動、利用促進のための戦略策定及びこれに類する事業)
	人材育成事業	地域の人材育成に資する事業 ○情報提供・発信事業(各種研修の情報提供及びこれに類する事業) ○能力養成事業(各種研修会開催、専門学校、大学等への進学や留学、研修機関における研修の受調のための奨励制度の設置及びこれに類する事業) ○能力養成施設等運営事業(研修施設等の運営及びこれに類する事業) ○国際交流事業(姉妹都市との交流会開催及びこれに類する事業)

最終処分法に基づく処分地の選定プロセス

- 最終処分法では段階的な調査を経て処分地を選定することを規定。最初の調査である文献調査は、関心を示した市町村に対して、地域の地質に関する文献・データを調査分析して情報提供することにより、事業について議論を深めていただくための、いわば対話活動の一環。
- 次に進むとする場合には、都道府県知事と市町村長のご意見を聴き、これを十分に尊重することとしており、当該都道府県知事又は市町村長の意見に反して、先へ進まない。
- 全国のできるだけ多くの地域で、最終処分事業に関心を持っていただき、文献調査を受け入れていただけるよう、全国での対話活動に取り組んできている。



電源交付金活用の方 について

神 恵 内 村

泊発電所1・2号機に係る電源立地地域対策交付金で整備した施設等

昭和59年度～平成3年度

交付総額 12億3,481万円

水産基盤施設の整備と国道229全線開通に向けた観光への取組

長浜の潤船揚場
川白漁港（船揚場ほか）
川白水産物荷捌所

珊内漁港（捲揚機ほか）
珊内水産物荷捌所

横岡の潤船揚場
小林の潤船揚場
赤石漁港（船揚場ほか）

神恵内村冷蔵センター
活魚蓄養センター
神恵内漁港（道路用地整備ほか）
神恵内水産共同作業所
神恵内養殖作業所

青少年旅行村（バンガロー、トイレ、炊事場など）
神恵内村郷土資料館
青少年スポーツセンター
給食運搬車
防災行政無線
商工観光センター
じん芥収集車(2)

泊発電所3号機に係る電源立地地域対策交付金で整備した施設等

平成13年度～26年度

交付総額 19億1,666万円

**住民福祉向上のための
基盤整備と現状施設の維持補修**

消防車	H15年度 H16年度 H17年度 H24年度	小型動力ポンプ付積載車 水槽付消防ポンプ自動車Ⅱ型 小型動力ポンプ付積載車 指揮広報車、ホースなど
じん芥収集車	H15年度 H20年度 H26年度	各年度1台
資源収集用トラック	H19年度	2t 1台
マイクロバス	H16年度	29人乗り2台
地域活性化イベント	H14～18年度 H24年度	沖揚げまつりと共催
地域新特産品開発	H20年度	神恵内村オリジナルカップ麺
基金造成	H16年度 〃 H17年度 H22年度	消防格納庫維持補修 川白ふれあいセンター維持補修 ロードヒーティング維持運営 IP・地デジ維持補修、維持運営
防災行政告知放送設備・地デジ放送設備	H21～22年度	光ファイバー伝送施設、地デジ 無線共聴設備ほか
その他	H17年度	観光パンフレット

珊瑚地区浄水場改築
郷土玩具館改修
珊瑚集会所増築

赤石集会所新築

神恵内小学校改修

神恵内中学校改修(2)

学校給食センター改修

活魚蓄養センター補修

製氷貯氷施設改修

青少年旅行村中央管理棟更新

神恵内中学校線融雪施設設置

火葬場新築

漁村センター大規模改修

高齢者グループホーム浴室改修

神恵内診療所外壁屋根等改修(3)

神恵内保育所内部改修ほか(2)

歯科診療所治療用機器整備

養殖作業所改修

泊発電所3号機に係る電源立地地域対策交付金で整備した施設等 平成22年度～令和4年度（移出県相当分）

神恵内村保健・福祉推進事業	H22年度～	保健師・保育士の人件費（給与・期末勤勉手当）に充当
岩内・寿都地方消防組合 神恵内支署活動支援事業	H23年度～	消防士の人件費（給与・期末勤勉手当）に充当
外国語指導業務 水産技術支援業務	H29～ 30年度	外国語指導助手(ALT) 1名、水産振興業務に係る 現地作業の指導・補助業務のための専門技術者 1名の派遣業務委託料に充当
基金造成	H22年度	漁村センター維持補修・維持運営基金
	H23年度	活魚蓄養センター維持補修基金
	H24年度	商工観光センター維持補修基金
	H25年度	学校給食センター維持補修基金
	//	養殖作業所維持補修基金
	//	観光トイレ維持補修基金
	H26年度	街路灯維持補修基金
	//	赤石集会所施設維持運営基金
	H27年度	生涯学習館維持補修基金
	//	電熱線方式ロードヒーティング維持運営基金
	H28年度	生涯学習館維持運営基金
	//	電熱線方式ロードヒーティング維持補修基金
	H29年度	観光トイレ維持運営基金
	//	保健福祉サービス福祉基金
補助事業	H30年度	未来創成教育支援基金
	H31年度	IP・地デジ放送設備維持運営基金
	R 2年度	学校給食・環境整備提供維持運営基金
	R 3年度	未来創成教育支援基金
	R 4年度	保健福祉サービス事業分
	//	未来創成教育支援事業分
	R 3年度	荷捌所、ホタテ養殖施設の調査設計
	//	ホタテ洗浄機の整備
	R 4年度	介護老人保健施設運営補助

交付総額 12億1,426万円

バス購入	H24年度 H27年度	スクールバス 29人乗り 1台 マイクロバス 29人乗り 1台
消防車	H25年度 H26年度 H29年度	小型動力ポンプ付積載車 水槽付消防ポンプ自動車Ⅱ型 消防用軽トラック
公用車	H28年度	交通安全指導車
資源物収集用トラック	H30年度	2トン1台

基金の積立（施設の長寿命
命化・老朽化対策）



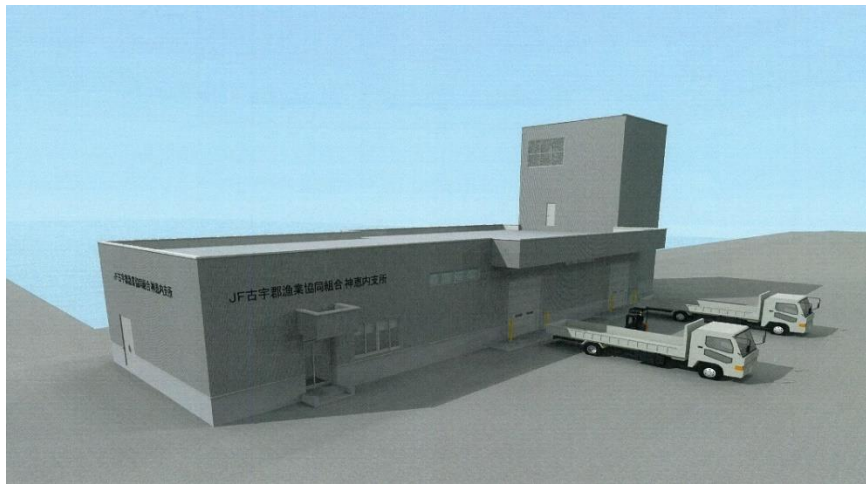
文献調査の実施に伴う交付金の使いみち

令和3年度～4年度

交付総額 15億5千万円

近隣への配分 4.5億円
(0.75億円×3町村×2年)

➡古平町、泊村、共和町



▲古宇郡漁協神恵内地区荷捌所及び製氷施設 外観パース

岩内・寿都消防組合神恵内支署
救助用備品 (R3_450万円)

神恵内漁港荷捌所屋根施設設計
業務補助事業 (R4_500万円)

神恵内歯科診療所医療機器
(R3_1,610万円)

神恵内診療所医療機器
(R3_175万円/R4_1,500万円)

神恵内診療所運営事業 (人件費)
(R4_1,162万円)

じん芥収集車 (R3_1,615万円)

一般廃棄物等収集業務委託事業
(R4_900万円)

残りは、基金に積み立て

令和3年度 7億3,650万円／令和4年度 7億3,438万円

次頁

電源立地地域対策交付金事業基金造成事業一覧

事業名	事業概要
水産基盤施設整備費補助事業 (荷捌所・製氷施設及び水産物養殖基盤施設)	古宇郡漁協に対する補助金（荷捌所と製氷施設の解体工事費及び建設工事費ならびにホタテ養殖に係る海中施設の改修工事費）
水産物増養殖推進事業 (種苗購入費及び稚仔育成費)	古宇郡漁協に対する補助金（ナマコ種苗の購入費及び人工授精したナマコ稚仔の育成管理委託費）
地域公共交通維持対策事業	村道の維持管理業務及び除雪車のリース費用
商工観光振興対策事業	商工事業者の新たな販路開拓、顧客獲得、集客回復に資する事業、地場製品の消費喚起を促進するイベント事業及び地域の元気回復に資する事業、温泉施設の建設工事費など
保健医療社会福祉対策事業	社会福祉協議会職員の人件費及びデジタル技術を活用した地域コミュニティ創出のための専用端末の整備
地域防災対策事業	消防格納庫建替え、小型動力ポンプ付水槽車Ⅱ型
公共用施設維持修繕・維持補修事業	IP・地デジ放送設備、漁村センター、岩内・寿都地方消防組合神恵内支署など